

令和6年度 第1回
春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和6年7月30日 開催

目 次

【議題 1】国民健康保険事業の状況について

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	6
5	保険税の収納状況	8
6	特定健診等の実施状況	9
7	令和 5 年度国民健康保険特別会計決算見込	11
8	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給	13

【議題1】 国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況

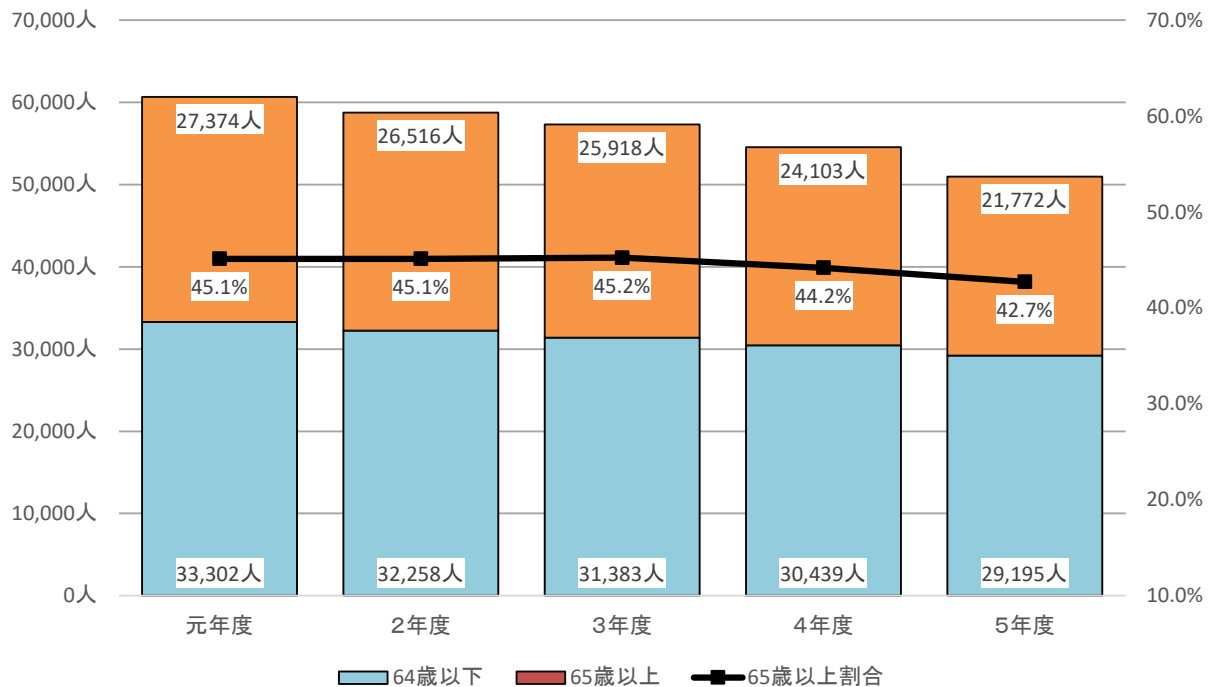
(1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少している。一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者についても減少傾向にあり、全体に占める割合は前年度に比べ1.5ポイント低下している。

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年3月末
平均世帯数(件)	38,668	37,984	37,570	36,329	34,460	33,527
平均被保険者総数(人)	60,676	58,774	57,301	54,542	50,967	49,158
一般被保険者	60,633	58,774	57,301	54,542	50,967	49,158
うち前期高齢者	27,374	26,516	25,918	24,103	21,772	20,537
退職被保険者	43	0	0	0	0	0

※退職者医療制度は、高齢者医療制度創設に伴い平成26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。

被保険者数及び前期高齢者の割合



(2)被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が多く、被保険者数減少の大きな要因となっている。平成30年度以降社会保険離脱者が社会保険加入者より多くなっている。

(人)

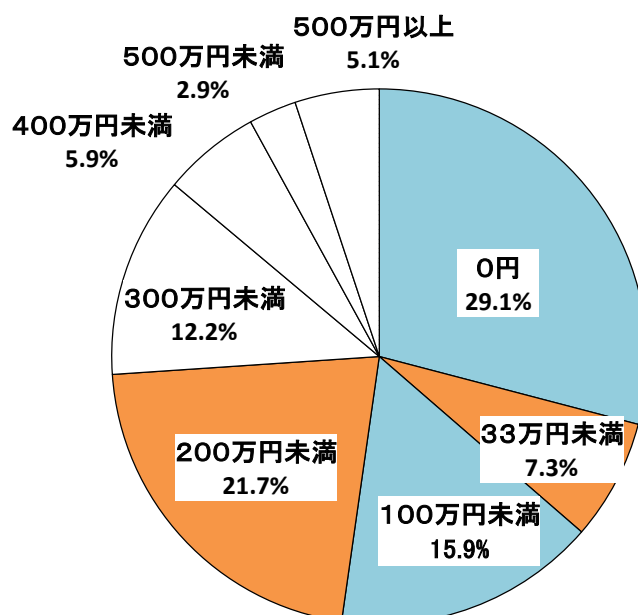
増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	元年度	2,126	8,742	167	231	5	3,290	14,561
	2年度	2,037	8,550	175	212	5	2,078	13,057
	3年度	1,785	8,551	162	186	6	1,767	12,457
	4年度	1,854	8,399	136	141	3	1,954	12,487
	5年度	1,574	8,523	136	148	1	1,796	12,178
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	元年度	2,003	8,048	254	364	3,439	3,596	17,704
	2年度	1,960	7,641	262	336	3,193	2,359	15,751
	3年度	1,808	6,907	264	365	2,461	2,007	13,812
	4年度	1,923	7,578	240	355	4,018	2,013	16,127
	5年度	1,809	7,086	284	371	3,987	1,777	15,314

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

(3)加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(令和5年度)



2 医療費の状況

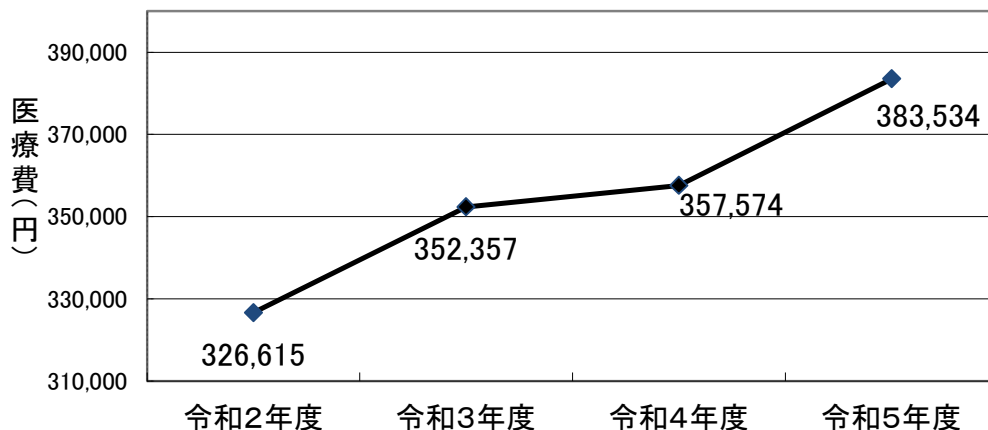
(1) 医療費の推移

医療費の総額は被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響により年々減少傾向にあったが、令和3年度から増加に転じた。令和4年度は減少したものの、令和5年度は再び増加に転じた。また、一人当たりの医療費及び高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって依然として増加傾向にある。

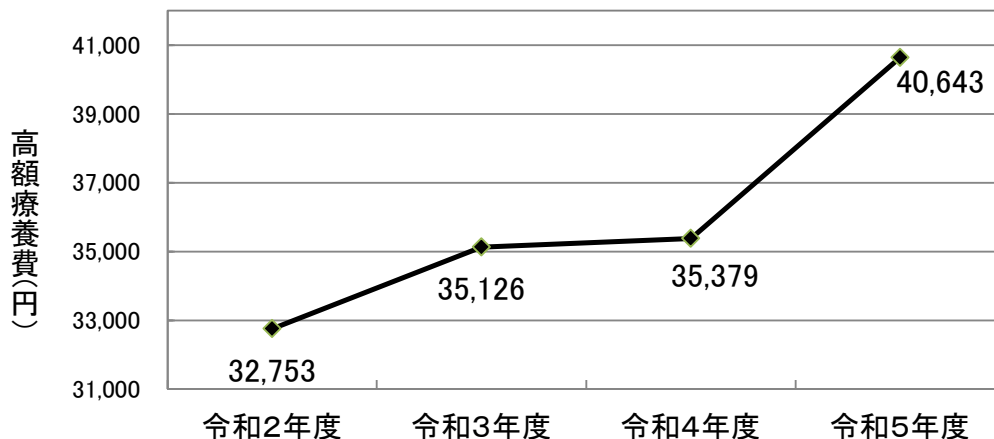
区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)	医療費	前年度比 (%)
総医療費(百万円)	19,196	▲ 5.7	20,190	5.2	19,503	▲ 3.4	19,548	0.2
高額療養費総額(百万円)	1,925	▲ 1.8	2,013	4.6	1,930	▲ 4.1	2,071	7.3
1人当たり医療費(円)	326,615	▲ 2.7	352,357	7.9	357,574	1.5	383,534	7.3
1人当たり高額療養費(円)	32,753	1.4	35,126	7.2	35,379	0.7	40,643	14.9

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

年間一人当たり医療費の推移



一人当たり高額療養費総額の推移

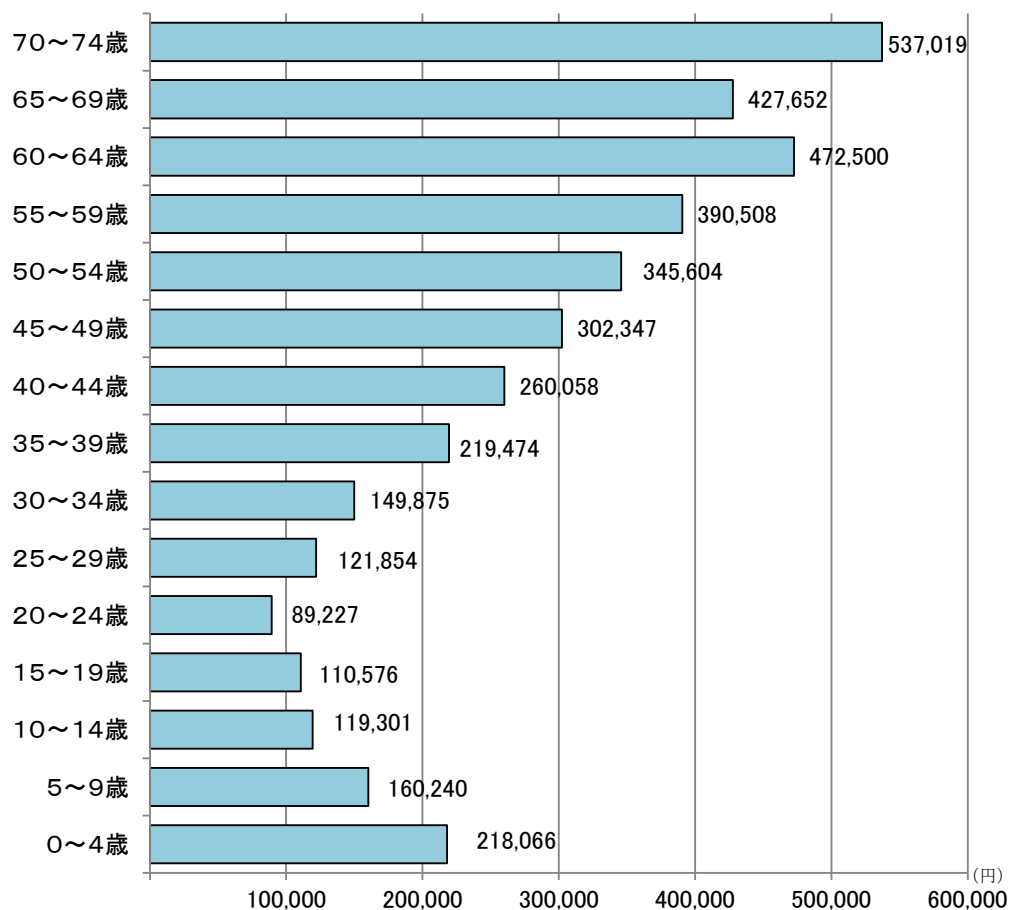


(2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から20歳代前半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で39万円、60歳代では40万円、70～74歳では50万円を超えている。

なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い20～24歳に比べて約6倍の額となっている。

年齢階層別一人当たり医療費



3 保険税率等の状況

(1) 税率

令和6年度は保険税率の改定を行うとともに、後期高齢者支援分の課税限度額について地方税法の改正に伴い引き上げた。

年度		令和6年度	
区	分	税 率 等	改定時期
医療保険分	所 得 割	6.50%	令和6年度
	均 等 割	28,200円	令和6年度
	平 等 割	22,000円	平成30年度
	課税限度額	650,000円	令和5年度
後期高齢者 支 援 分	所 得 割	2.20%	令和6年度
	均 等 割	10,500円	令和6年度
	平 等 割	9,000円	平成20年度
	課税限度額	220,000円	令和6年度
介護保険 2 号 分 (40～64歳)	所 得 割	1.80%	令和6年度
	均 等 割	11,200円	令和6年度
	平 等 割	6,100円	令和6年度
	課税限度額	170,000円	令和3年度

※均等割:被保険者1人当たりの定額 平等割:1世帯当たりの定額

(2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。令和6年度は地方税法の改正に伴い条件を緩和した。

減額判定所得

区 分	条件	改 定 時 期
7割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) 以下	令和3年度
5割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +29.5万円×被保険者数 以下	令和6年度
2割減額	43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1) +54.5万円×被保険者数 以下	令和6年度

※給与・年金所得者が0人の場合は括弧内を0として計算

未就学児均等割減額

区 分	医療保険分	後期高齢者支援分
7割減額	4,230円	1,575円
5割減額	7,050円	2,625円
2割減額	11,280円	4,200円
軽減無し	14,100円	5,250円

4 課税の状況

一人当たり調定額については、ほぼ横ばいであったが、令和6年度の保険税率改定に伴い前年度に比べ10,423円増加(10.4%)している。

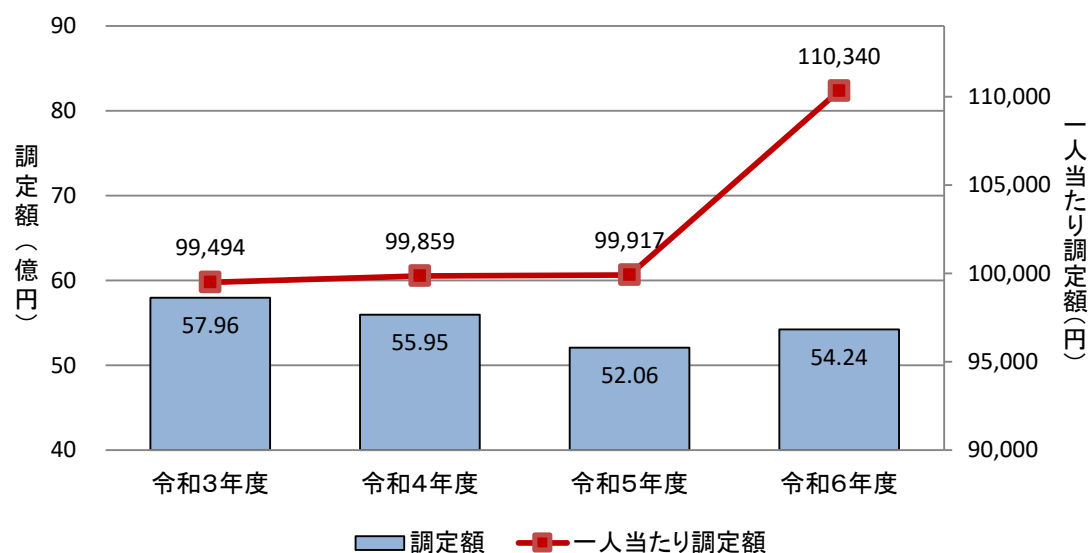
(1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応能割	所得割額	4,044,123	4,007,501	3,687,117	3,960,049
応益割	均等割額	2,237,443	2,167,711	2,024,564	2,169,421
	平等割額	1,234,767	1,213,105	1,148,125	1,106,761
合 計 額		7,516,333	7,388,317	6,859,806	7,236,231
限度額超過額		521,345	532,261	437,463	518,998
低所得者減額		844,579	834,841	789,857	823,141
その他減額		354,479	426,323	426,285	469,662
調 定 額(6月1日現在)		5,795,931	5,594,891	5,206,200	5,424,430
1人当たり調定額(円)		99,494	99,859	99,917	110,340

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額・未就学児減額等。

調定額の推移



(2) 限度額超過世帯数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
限 度 額	99万円	99万円	102万円	104万円
限度額超過世帯数	1,306世帯	1,351世帯	1,173世帯	1,315世帯
限度額超過世帯割合	3.5%	3.7%	3.3%	3.9%
世帯数(4月1日)	37,671	36,938	35,129	33,527

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

(3) 減額世帯数

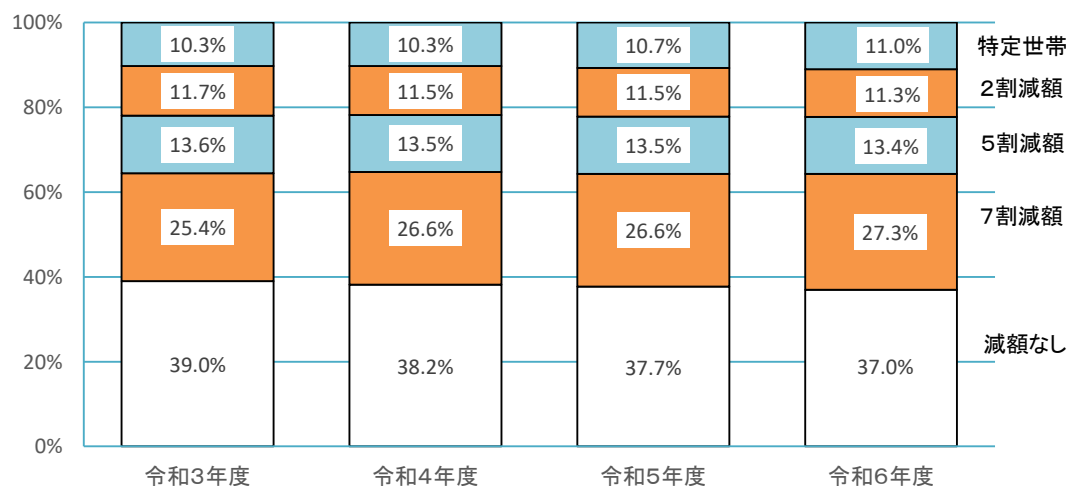
被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。令和6年度では約63%の世帯が減額対象となっている。

(単位:件)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7割減額世帯	9,576	9,810	9,343	9,162
5割減額世帯	5,135	4,978	4,746	4,486
2割減額世帯	4,394	4,244	4,026	3,788
計	19,105	19,032	18,115	17,436
特定世帯 ※	3,880	3,803	3,773	3,690
合 計	22,985	22,835	21,888	21,126

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

減額世帯の割合



5 保険税の収納状況

令和5年度の現年課税分については、被保険者数の減少などの影響により、調定額は6.4%の減少となった。収納率については、令和4年度以降減少傾向にある。

滞納繰越分については、収納率は前年度に比べて0.52ポイント減少した。調定額は、早期の滞納処分実施などにより累積した滞納の整理を進め減少傾向にある。

現年課税分と滞納繰越分を合わせた全収納率は0.2ポイントの減少となった。

(単位:千円)

区 分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
現年課税分	調 定 額	6,240,359	6,045,675	5,835,974	5,623,542	5,261,826
	収 納 額	5,807,547	5,650,450	5,457,191	5,243,852	4,905,282
	不納欠損額	79	0	7	0	0
	収 納 率	93.06%	93.46%	93.51%	93.25%	93.22%
滞納繰越分	調 定 額	1,942,590	1,689,264	1,510,229	1,444,012	1,359,415
	収 納 額	341,680	252,145	210,723	232,380	211,613
	不納欠損額	329,242	314,198	209,718	218,675	195,149
	収 納 率	17.59%	14.93%	13.95%	16.09%	15.57%
全収納率		75.15%	76.31%	77.15%	77.48%	77.28%

6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

令和6年度に策定した特定健康診査等実施計画(第4期)、データヘルス計画(第3期)に基づき、特定健診等を推進していく。

(1)実施目標 「春日井市国民健康保険保健事業実施計画」(令和6年3月策定)より

項 目 \ 年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診目標実施率	37.5%	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%	50.0%
特定保健指導目標実施率	26.0%	29.0%	32.0%	35.0%	38.0%	40.0%

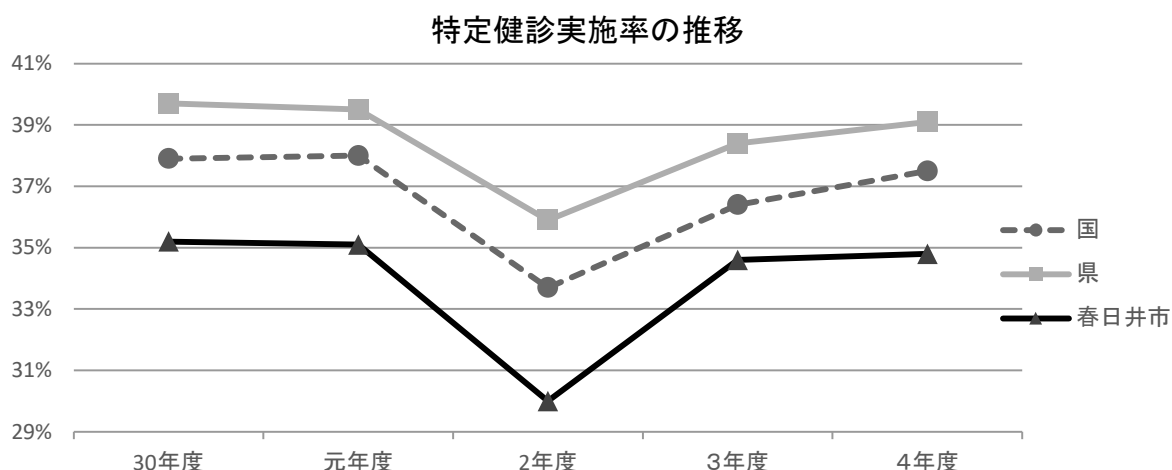
(2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕(法定報告ベース)

項 目	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度見込	前年度比
春日井市 対象者数①	42,649 人	41,066 人	40,222 人	38,976 人	36,015 人	33,959 人	▲ 5.7 %
春日井市 受診者数②	15,010 人	14,431 人	12,068 人	13,487 人	12,535 人	11,709 人	▲ 6.6 %
春日井市 実施率③	35.2 %	35.1 %	30.0 %	34.6 %	34.8 %	34.5 %	▲ 0.3 %
愛知縣市町村 国保の実施率	39.7 %	39.5 %	35.9 %	38.4 %	39.1 %		
国の実施率	37.9 %	38.0 %	33.7 %	36.4 %	37.5 %		
春日井市の 目標実施率	38 %	41 %	43 %	45 %	48 %	50 %	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

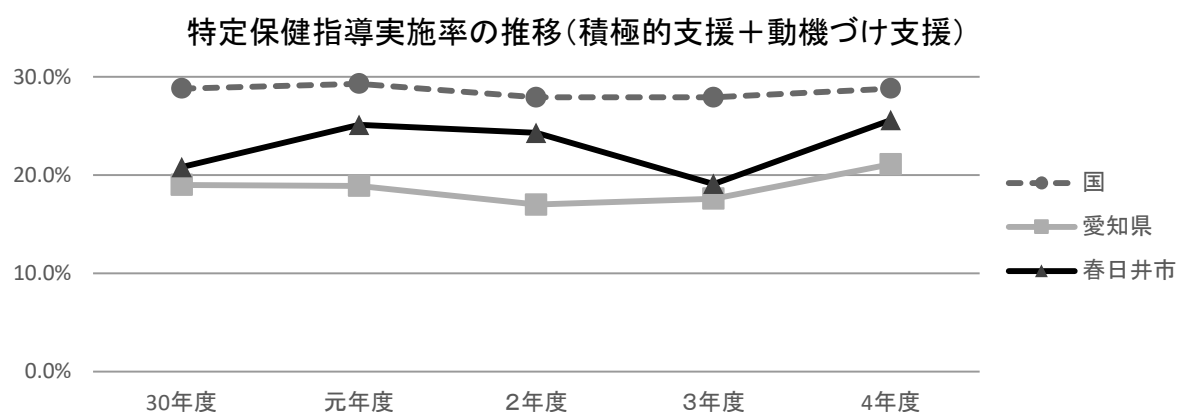
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項 目			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度見込	前年度比
春日井市	対象者数	積極的支援④	381 人	369 人	306 人	401 人	352 人	351 人	▲ 0.3 %
		動機付支援⑤	1,305 人	1,200 人	999 人	1,185 人	1,029 人	945 人	▲ 8.2 %
		合計⑥(④+⑤)	1,686 人	1,569 人	1,305 人	1,586 人	1,381 人	1,296 人	▲ 6.2 %
	保健指導利用者数⑦		351 人	394 人	317 人	303 人	354 人	268 人	▲ 24.3 %
	実 施 率 ⑧		20.8 %	25.1 %	24.3 %	19.1 %	25.6 %	20.7 %	▲ 4.9 %
愛知県市町村国保の実施率			19.0 %	18.9 %	17.0 %	17.6 %	21.1 %		
国の実施率			28.8 %	29.3 %	27.9 %	27.9 %	28.8 %		
春日井市の目標実施率			24 %	27 %	30 %	33 %	36 %	40 %	

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年 度	実 施 内 容
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	JR春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始
令和元年度	保険医療年金課窓口でのDVD等を活用した啓発を実施
令和2年度	図書館実施のさぼてん！（他課事業PRサポート展示）を活用した啓発を実施
令和3年度	特定健診未受診者対策としてAIを活用した受診勧奨を実施
令和4年度	庁舎EVのデジタルサイネージや公用車に貼るマグネットを利用した受診勧奨
令和5年度	民間企業からの協賛品やデジタルサイネージを活用した受診勧奨開始

7 令和5年度国民健康保険特別会計決算見込

(1) 歳入

(単位: 千円)

科 目	4年度決算	5年度決算見込	増減額	前年度比
1 国民健康保険税	5,476,231	5,116,895	▲ 359,336	▲ 6.6 %
2 国庫支出金	0	508	508	皆増
3 県支出金	16,866,924	17,064,747	197,823	1.2 %
普通交付金	16,414,399	16,629,043	214,644	1.3 %
特別交付金	452,525	435,704	▲ 16,821	▲ 3.7 %
4 繰入金	2,209,528	2,693,571	484,043	21.9 %
保険基盤安定繰入金	1,343,824	1,284,413	▲ 59,411	▲ 4.4 %
事務費等繰入金	71,013	51,207	▲ 19,806	▲ 27.9 %
出産育児一時金	38,721	52,402	13,681	35.3 %
財政安定化支援事業	68,680	68,379	▲ 301	▲ 0.4 %
その他繰入金	638,352	617,076	▲ 21,276	▲ 3.3 %
未就学児均等割軽減分	14,798	13,202	▲ 1,596	▲ 10.8 %
産前産後軽減分	0	637	637	皆増
基金繰入金	34,139	606,255	572,116	1675.8 %
5 財産収入	151	305	154	102.0 %
6 諸収入	48,549	49,142	593	1.2 %
7 繰越金	384,294	0	▲ 384,294	皆減
合 計	24,985,676	24,925,167	▲ 60,509	▲ 0.2 %

※端数処理のため、歳入歳出とも小計・合計・実質収支額は一致しない

1. 国民健康保険税

被保険者数及び世帯数の減少に伴い減少した。

2. 国庫支出金

出産育児一時金の増額に対する財政支援として交付金が国庫支出金として交付された。

3. 県支出金

普通交付金は保険給付の財源として県から交付される。保険給付費の増加に伴い増加した。

特別交付金は交付基準が毎年度見直される。今年度は新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する国の財政支援が終了したことなどにより減額になっている。

4. 繰入金

保険税が軽減となる被保険者数などの減少に伴い保険基盤安定繰入金が減額となった。
産前産後の被保険者に係る保険税の軽減が開始されたことに伴い、繰入金が新たに発生。
歳入不足が見込まれたため基金から繰入を行った。

5. 財産収入

基金残高に対して発生した利息。

6. 諸収入

返還された医療給付費や第三者納付金などの収入があった場合に計上される。

7. 繰越金

令和4年度は赤字決算であったため、繰越金が発生しなかったことから皆減となった。

(2)歳出

(単位:千円)

科 目	4年度決算	5年度決算見込	増減額	前年度比
1 総 務 費	89,462	72,369	▲ 17,093	▲ 19.1 %
2 保険給付費	16,566,056	16,710,270	144,214	0.9 %
療養給付費等	14,556,992	14,537,809	▲ 19,183	▲ 0.1 %
高額療養費	1,934,583	2,077,308	142,725	7.4 %
出産育児一時金	58,081	78,602	20,521	35.3 %
葬祭費	16,400	16,550	150	0.9 %
3 国民健康保険事業費納付金	7,711,529	7,911,448	199,919	2.6 %
4 保健事業費	198,338	187,417	▲ 10,921	▲ 5.5 %
5 基金積立金	384,446	305	▲ 384,141	▲ 99.9 %
6 諸支出金	35,846	43,358	7,512	21.0 %
合 計	24,985,676	24,925,167	▲ 60,509	▲ 0.2 %

実質収支額	0	0	0
-------	---	---	---

※606,255千円を基金から繰入れたため収支均衡となったが、実際には歳入不足となっている

1. 総務費

前年度は保険証の一斉更新に伴う印刷製本費、郵送料などの増加があった。

2. 保険給付費

被保険者数は減少したものの、一人当たり医療給付費の増加に伴い保険給付額が増加した。一時金の増額や申請件数の増加に伴い出産育児一時金が増加した。

3. 国民健康保険事業費納付金

愛知県によって過去の状況から推計して算定される。被保険者数は減少したものの、一人当たりの医療給付費が増加したことなどから、納付金は増加した。

4. 保健事業費

被保険者数の減少に伴い、特定健診や特定保健指導の委託料等が減少した。

5. 基金積立金

基金の運用益と前年度繰越金を積み立てる。令和4年度は赤字決算のため繰越金は発生せず、基金の利子のみを積み立てた。

6. 諸支出金

主に遡って課税更正をした場合の還付金や、交付金の精算で返還が生じた場合に支出される。

8 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給

(1) 傷病手当金の現状

傷病手当金は、国民健康保険制度においては、条例や規則の定めるところにより支給することができるが、被保険者の就業形態が多様であること、未就業者も多いこと、また財政的な理由などから春日井市では実施されていなかった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が国の定める基準に応じて傷病手当金を支給する場合は、財政支援の対象となることを受け、令和2年度より支給していたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことに伴い、国からの財政支援が終了したため、支給対象者を令和5年5月7日までに罹患した被保険者とし、傷病手当金制度を終了した。

(2) 傷病手当金の支給対象

対象者	国保加入者の被用者（給与収入のある人）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので療養のために労務に服することができなくなったもの。
支給要件	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。
支給額	直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 3分の2 × 日数
適用期間	令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様に最長1年6月まで。

(3) 春日井市国民健康保険条例及び規則改正の沿革

	沿革	内容
条例改正	令和2年7月7日 条例第28号	新設（適用開始日令和2年1月1日）
規則改正	令和2年7月7日 規則第47号	適用期間終期令和2年9月30日
規則改正	令和2年9月28日 規則第53号	適用期間終期令和2年12月31日に変更
規則改正	令和2年12月22日 規則第63号	適用期間終期令和3年3月31日に変更
規則改正	令和3年3月19日 規則第10号	適用期間終期令和3年6月30日に変更
規則改正	令和3年6月4日 規則第25号	適用期間終期令和3年9月30日に変更
規則改正	令和3年9月29日 規則第40号	適用期間終期令和3年12月31日に変更
規則改正	令和3年12月21日 規則第54号	適用期間終期令和4年3月31日に変更
規則改正	令和4年3月30日 規則第18号	適用期間終期令和4年6月30日に変更
規則改正	令和4年6月8日 規則第29号	適用期間終期令和4年9月30日に変更
規則改正	令和4年9月30日 規則第40号	適用期間終期令和4年12月31日に変更
規則改正	令和4年12月22日 規則第59号	適用期間終期令和5年3月31日に変更
規則改正	令和5年3月30日 規則第8号	適用期間終期令和5年5月7日に変更

(4) 傷病手当金の支給実績

令和5年度実績

件数	支給額
17件	353,798 円

